告示

○海上保安庁告示第十七号

海上交通安全法（昭和四十七年法律第百十五号）の規定に基づき、航路等を記載する海図の指定に関する告示の一部を改正する告示を次のように定め、平成三十年二月二十三日から施行する。

平成三十年二月十五日

海上保安庁長官　中島　敏

航路等を記載する海図の指定に関する告示の一部を改正する告示

航路等を記載する海図の指定に関する告示（昭和四十八年海上保安庁告示第七十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

番号又はセル番号	図名又は海域	縮尺又はセルサイズ	記載事項
（略）			
W1122	備讃瀬戸中央部	1／22,500	航路、法第５条の航路の区間、法第９条の航路の区間、備讃瀬戸東航路の中央、法第30条第１項の海域
（略）			
JP54NM17	瀬戸内海（備讃瀬戸）	15分	航路、法第５条の航路の区間、法第９条の航路の区間、備讃瀬戸東航路の中央、法第30条第１項の海域
（略）			

改正前

番号又はセル番号	図名又は海域	縮尺又はセルサイズ	記載事項
（略）			
W1122	鍋島付近	1／22,500	航路、法第５条の航路の区間、備讃瀬戸東航路の中央、法第30条第１項の海域
（略）			
JP54NM17	瀬戸内海（備讃瀬戸）	15分	航路、法第５条の航路の区間、備讃瀬戸東航路の中央、法第30条第１項の海域
（略）			

公告

諸事項

押収物還付公告

下記の押収物は還付不能につき、刑事訴訟法第499条第２項の規定により公告する。受還付人は、同条第３項所定の期間内に還付の請求をされたい。

記

東京地方検察庁検察官

平成26年検第31278号覚せい剤取締法違反被告事件（平成26年領第5833号）　1．現金226,000円

平成26年検第31278号覚せい剤取締法違反被告事件（平成26年庁外領第11369号）　1．アルミホイル（箱入り）１個。2．アルミホイル片１片。3．銀紙片１片。4．キャッシュカード１枚。5．吸入具１個。6．携帯電話機１台。7．計量器１台。8．小物入れ（封筒等在中）１袋。9．紙片１片。10．ストロー片５本。11．注射器７本。12．チャック付小物入れ（ビニール袋等在中）１個。13．通帳（ケース付き）１通。14．電卓１台。15．のし袋２袋。16．パイプ１本。17．ハサミ２丁。18．ビニール袋１束15袋。19．筆入れ１個。20．フィルター１包。21．巻き紙１包。22．耳かき１本。23．免許証写し１枚。24．メモ紙15枚。25．メモ帳２冊。26．ライター10個

平成27年検第6322号麻薬及び向精神薬取締法違反被告事件（平成27年庁外領第1825号）　1．封筒１枚

平成28年検第31248号犯罪による収益の移転防止に関する法律違反被疑事件（平成29年領第4323号）　1．現金911,700円

平成28年検第31248号犯罪による収益の移転防止に関する法律違反被疑事件（平成29年庁外領第10212号）　1．ｅセキュリティカード１枚。2．会員カード１枚。3．紙袋（破れているもの）１袋。4．キャッシュカード26枚。5．携帯電話機１台。6．ご利用カード２枚。7．ご利用証明２枚。8．ご利用明細83枚。9．財布１個。10．紙片２枚。11．書類１枚３式。12．資料（クリアファイル入り）１式。13．ダイレクトカード３枚。14．通帳15通。15．電卓２台。16．手帳（ボールペン付き）１冊。17．ビニール袋３袋。18．封筒５枚。19．名刺入れ（破損あり）１冊。20．レシート５枚。21．簡易書留（開封済み）３通

さいたま地方検察庁検察官

平成29年検第4320号詐欺未遂被疑事件（平成29年領第1169号）　1．携帯電話機１台。2．現金39万円

千葉地方検察庁木更津支部検察官

平成21年検第101562号覚せい剤取締法違反等被告事件（平成29年領第492号）　1．覚醒剤１袋。2．現金293円。3．ハサミ３本。4．金槌２本。5．パイプレンチ１個。6．プラスドライバー９本。7．マイナスドライバー４本。8．精密ドライバー１本。9．星形ドライバー１本。10．ラジオペンチ２本。11．バール１個。12．内装用バール１本。13．ノミ１本。14．三又トルクレンチ２本。15．十字型トルクレンチ１本。16．スパナ７本。17．鉄切り鋏１本。18．モンキーレンチ１本。19．レンチプライヤー２本。20．ニッパー１本。21．塗装剥がし１本。22．カッターナイフ３本。23．Ｌ型矩尺３本。24．車両用六角レンチ２本。25．プラスチックハンマー１本。26．ハンマー１本。27．キーホルダー１個。28．白色ビニール地ミニバッグ１個。29．軍手１枚。30．ＬＥＤ小型懐中電灯